

業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度すさみ町国保ヘルスアップ事業支援業務委託

2. 目的

すさみ町（以下「甲」という。）は、委託事業者（以下「乙」という。）にレセプトデータや特定健診データ等を提供し、乙は令和7年度の健診受診対象者に対する特定健康診査の受診情報等进行分析し、セグメント分けした対象者群に効果的な受診勧奨を実施（以下「特定健康診査受診勧奨事業」という。）及び、令和6年度の特定健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている対象者に、医療機関への定期的な通院を促す受診勧奨を実施する（以下「健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業」という。）ことにより、医療費適正化に向けた効率的かつ効果的な保健事業の支援をするサービスを行う。

3. 甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、データを乙に提供する。データの詳細は、別紙1-1「特定健康診査受診勧奨事業」及び別紙1-2「健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業」のとおりとする。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。

4. 乙が行う業務

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

- ① データ分析を可能にするためのデータ加工業務
甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- ② 受診勧奨すべき対象者の特定業務
データ分析により、対象者ごとの受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。ただし、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業における予測値（受診確率）算出については任意とする。
- ③ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務
②により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別にグループに分類する。
- ④ 受診勧奨対象者の決定業務
健診対象者の受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。ただし、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業における予測値（受診確率）算出については任意とする。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。
- ⑤ 統計情報の利用
甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）する。
- ⑥ 個人情報の廃棄等
乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了

後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

⑦ その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲、乙にて協議の上、提供する。

(2) 通知による受診勧奨業務

乙は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

① 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち甲が合意した者

② 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用すること。（注：ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。）

③ 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

④ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

⑤ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施する。

⑥ 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。

⑦ サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。

甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

① 年度末報告業務

報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。報告書は50ページ以上で作成し、報告書に記載する結果は、専門職による示唆を踏まえたものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

② その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

5. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

6. その他

- (1) 本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務の遂行にあたり、甲と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

「特定健康診査受診勧奨事業」の詳細

1. 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ（必須）

① 特定健診・特定保健指導受診歴データ

- ・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない）
- ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む）

② 特定健診対象者データ

各年度の当初時点（4月1日）で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- ・FKAC161又はFKAC173など／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、甲作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：Excel, CSV

(2) 被保険者情報データ（必須）

被保険者管理台帳（KDB帳票p26_006）／ファイル形式：CSV

(3) レセプト電算コード情報データ（任意）

- ① 医科レセプト（21_RECODEINFO_MED.CSV）／ファイル形式：CSV
- ② 調剤レセプト（24_RECODEINFO_PHA.CSV）／ファイル形式：CSV
- ③ DPCレセプト（22_RECODEINFO_DPC.CSV）／ファイル形式：CSV

(4) 突合CSVデータ（任意）

- ① 医療傷病名／ファイル形式：CSV
- ② 医療レセプト管理／ファイル形式：CSV
- ③ 医療摘要／ファイル形式：CSV

(5) 医療機関分析業務関連データ（任意）

医療機関コード及び対象医療機関名リスト

(6) 印刷・発送関連データ（必須）

① 宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則Shift-JIS、フォントはMS明朝とする。

※個人識別番号（1. (1)の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

② 外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

③ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、乙の定める様式に従い提供するものとする。

(7) 資材作成用データ（必須）

① 健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

資材に印字する健診情報について乙の定める様式に従い提供するものとする。

② 市町村章データ／ファイル形式：JPEG

印刷に耐えうる解像度とする。

2. 通知物の発送の都度提供するもの

印刷・発送関連データ（必須）

発送対象者リスト作成データ

- ・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※発送対象から除外対象者について、発送の都度乙の定める様式に従い提供するものとする。

3. 通知による受診勧奨業務

(1) 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、500名以上のインタビュー調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、800自治体以上の受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。なお、通知物は5種類以上とする。（注：ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。）

(2) 予定数量

計1,000通

(3) 実施回数（時期）

最大3回

※ただし、1回目の通知は、乙が対象者に送付する健診受診案内到着後、申し込みのない者全員に対して発送する

「健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業」の詳細

1. 委託業務の開始に当たって提供するもの

- (1) 医科のレセプト電算コード情報ファイル (21_RECODEINFO_MED. CSV)
- (2) DPCのレセプト電算コード情報ファイル (22_RECODEINFO_DPC. CSV)
- (3) 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (24_RECODEINFO_PHA. CSV)
- (4) 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル_(FKAC167)
- (5) 被保険者管理台帳 (S26_006) /ファイル形式：CSV
- (6) 印字用宛名データ/ファイル形式：Excel, CSV
- (7) 宛名に係る外字ファイル/ファイル形式：TTE, EUF
- (8) 宛名印字箇所レイアウト/ファイル形式：Excel
- (9) 資材情報フォーマット/ファイル形式：Excel
- (10) 市町村章データ/ファイル形式：JPEG

(1) ～ (3) :

- ① 対象者抽出用：対象者抽出時期に取得できる最新のものから過去約5年分
(例) 令和7年6月審査分が最新であれば、令和2年7月審査分～令和7年6月審査分
- ② 治療開始・再開者除外用：契約時点で最新の審査月以降、発送対象者確定時点で最新の審査分まで
(例) 令和7年8月中下旬に対象者抽出を行い、9月末発送であれば、令和7年7月審査分～8月審査分まで
- ③ 報告書作成用：報告書作成時点で最新の審査分まで
(例) 令和7年9月末発送で、令和8年3月下旬に報告であれば令和7年9月審査分～令和8年1月審査分まで（データ授受の時期によっては2月審査分まで）

(4) : 令和6年度分

(5) ～ (10) : 提供時に最新のもの

*上記の他に必要なデータや他事業で提供済のデータについては、別途、甲、乙協議の上、提供の可否を決定する。

2. 介入対象者の決定

乙は、レセプト電算コード及び特定健診結果データの分析を行い、介入対象者として以下の(1)及び(2)に記載の生活習慣病重症化のハイリスク者を抽出する。抽出後、対象者の一覧を甲が確認し、以下(4)に記載の手順にて、介入対象者を決定する。なお、生活習慣病とは、糖尿病、高血圧、脂質異常症、慢性腎臓病(CKD)を指す。

(1) 未治療者の抽出について

未治療者は以下①・②両方の条件を満たすものを指す。

- ①前年度の特定健診結果データで、血糖、血圧、血中脂質、腎機能が受診勧奨判定値以上(*1)であるもの。

(*1)受診勧奨判定値の定義は、原則、各項目以下の通り。

血糖：HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dL以上

血圧：収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上

血中脂質：中性脂肪300mg/dL以上、またはLDLコレステロール140mg/dL以上

腎機能：e-GFR45ml/分/1.73m²未満、または尿蛋白(1+)以上

- ②前年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプト電算コード情報において、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

(2) 治療中断者の抽出について

治療中断者は以下①・②・③すべての条件を満たすものを指す。

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間の外来レセプト電算コード情報において、同一年月に、同一の医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。(*2)
- ② 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の確定傷病名が記録され、かつ治療薬を処方されているもの。(*2)
- ③ ②の最後の生活習慣病の治療薬処方月の翌月から、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において6か月以上、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの。

(*2) 慢性腎臓病(CKD)については確定傷病名のみで判定する

(3) 未治療者・治療中断者のグループ分け

未治療者に関しては、特定健診結果情報により7つのグループ(*3)に分類する。

(*3) 7つのグループ分類の定義は以下の通り。

- ① 血糖レベル1: HbA1c6.5%以上7.0%未満または空腹時血糖126mg/dL以上
- ② 血糖レベル2: HbA1c7.0%以上
- ③ 血圧レベル1: 収縮期血圧140mmHg以上160mmHg未満または拡張期血圧90mmHg以上100mmHg未満
- ④ 血圧レベル2: 収縮期血圧 160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上
- ⑤ 血中脂質レベル1: 中性脂肪300mg/dL以上500mg/dL未満またはLDLコレステロール140mg/dL以上180mg/dL未満
- ⑥ 血中脂質レベル2: 中性脂肪500mg/dL以上またはLDLコレステロール180mg/dL以上
- ⑦ 腎機能: e-GFR45ml/分/1.73m²未満、または尿蛋白(1+)以上

なお、複数疾患に該当する場合は、下記の考え方で優先順位付けを行い、グループを決定する

- a レベル2をレベル1より優先する
- b 該当疾患のレベルが同じ場合は、腎機能、血糖、血圧、血中脂質の順で優先する
- c 腎機能においてはレベル分けを実施しないが、レベル2同等の扱いとする

治療中断者に関しては、(2)で抽出した治療中断者のレセプト電算コード情報等を機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて治療復帰確率を算出した後、治療復帰確率の高低により、2つのグループに分類する。

(4) 介入対象者の選定

甲は乙が抽出した対象者について、本事業の介入に適さないと思われるもの(*4)を確認し、介入が適さないものについて乙が作成した対象者一覧にフラグをたてる。乙は甲に対し、参考として、対象者の内、悪性新生物、精神疾患、アルツハイマー、指定難病、1型糖尿病、妊娠糖尿病、人工透析の記録のあるものを提示する。

なお、以下のものは対象者抽出時点で除外する。

- ① 多胎児(*5)であることが疑われるもの
- ② 個人番号では個人を特定できない(*6)ことが疑われるもの
- ③ 年度末年齢で40歳未満、あるいは75歳以上に該当するもの
- ④ 対象者抽出時点で国保資格を喪失しているもの
- ⑤ 未治療者や治療中断者の条件に該当するかを判定するのに必要な期間中に国保資格を喪失するなど、正しい判定ができないことが疑われるもの

(*4) 対象者選定の際、対象者抽出に使用しているレセプト電算コード情報は保険診療を行った医療機関が保険者に診療報酬を請求するための明細書情報であり、必ずしも対象者本人の疾患に確実に合致しているとは限らないことに留意すること。

(※5) 被保険者管理台帳に記載されている被保険者証番号、性別、生年月日は一致するが個人番号が異なるもの。

(※6) 被保険者管理台帳に記載されている個人番号が同一に関わらず、被保険者証番号・性別・生年月日が異なるもの。

(5) 最終的な介入対象者の決定

乙は甲がフラグを立てた介入に適さないもの、及び最終的な対象者決定時点での最新のレセプト電算コード情報で該当する生活習慣病の治療が確認されたものを対象者から除外し、最終的な介入対象者を決定する。最終的な介入対象者を決定後、甲の承諾をもって介入を実行する。

(6) 通知書による受診勧奨業務

① ソーシャルマーケティング及びナッジ理論の手法を活用し、2. (3)に記載の未治療者7グループ、治療中断者2グループの合計9グループ分の資材を作成し、送付する。2. (5)で決定した最終的な介入対象者のうち、未治療に関しては各7グループの健診結果に応じた医療機関受診勧奨、生活習慣改善勧奨等の異なる資材を送付する。資材の形状は圧着はがきとする。未治療者及び治療中断者の両方該当するものについては、治療中断者として勧奨を実施する。

また、医療機関受診や生活習慣改善等を促すための疾患啓発用特設Webサイトを作成し、未治療者の資材上の二次元コードからアクセスできるようにする。

② 予定数量

40通

③ 実施回数

1回

※最短で発送可能な時期は7月初旬とする

(7) 請求金額の算出方法（成果報酬型）

医療機関未治療者・治療中断者を対象に、はがき勧奨後の年度末までの医療機関受診者を計算。標準的範囲25,000円（税込）の税抜22,700円を単価とし、勧奨後医療機関受診者数×22,700円（税抜）を上限に成果報酬型にて請求金額を確定する。